

# Sera SR-FP News 第89号 (2024.10月号)

Sera Syakaihoken-Roumushi Financial-Planner News



発行日 2024.10.5

発行者 瀬良社会保険労務士・FP事務所

代表 瀬良孝司

暑さ寒さも彼岸まで。日中まだ暑い時もありますが、やっと朝夕は過ごしやすくなりました。先月は震災の復興中の能登地方に、今度は大雨による災害にみまわれました。被災された方に心よりお見舞い申し上げます。

さて、10月号をお届けします。朝ドラ「虎に翼」をご覧になられた方もいらっしゃるかと思いますが、我々社労士も法律のもとに労働・雇用・社会保険に関してみなさまに少しでもお役に立ちたいと活動しています。どうぞお役立てください。



彼岸花【大高緑地公園】 2024.9.27 撮影

## 【INDEX】

■ 定額減税に関する最新情報 令和6年分 年末調整について	1
■ 雇用に関する最新情報 出生後休業支援給付と育児時短就業給付の 創設について	2
■ マイナンバーカードに関する最新情報 マイナ保険証・マイナ免許証に関する情報	2
■ 特集 「令和6年版厚生労働白書」が公表されました	3
■ 日経新聞拾い読み 働く高齢者、最多の914万人	4
□ PRIVATE 虎に翼 ロケ地めぐり	4

## ■ 定額減税に関する最新情報

### 令和6年分 年末調整について

#### ■ 手続きに関する事項

##### ○ 定額減税対応は年末調整でも発生

6月1日以降に支払う給与等から定額減税が実施されましたが、令和6年分年末調整においても対応は発生します。

例えば、令和6年6月2日以後に採用した従業員は月次減税を行っていないので、年末調整で定額減税額の控除（年調減税）を行うほか、令和6年7月以降に子どもが生まれ扶養親族の人数が増えた場合、定額減税額の差額は年末調整または確定申告により精算するなどがあるためです。

##### ○ 「給与所得者の保険料控除申告書」が変更

令和5年度税制改正により保険料控除申告書の記載事項に改正があり、令和6年10月1日以後提出分、つまり令和6年分年末調整から適用されます。

保険金等の受取人と申告者との続柄を記載する欄が削除され、様式に変更があります。

##### ○ 「令和6年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書 兼 所得金額調整控除申告書」に定額減税に係る記載欄が追加

月次減税額の計算に含めた同一生計配偶者がその

後就職等し、令和6年分の合計所得金額が48万円超となった場合、年調減税額の計算に含めないため、定額減税の対象となるかを確認するための欄等が追加されています。

##### ○ 改正対応は令和7年も続く

さらに、令和5年度税制改正により、令和7年1月以降、扶養控除等申告書について「簡易な申告書」が導入されます。

このように、令和6年分年末調整から令和7年1月の源泉徴収事務においては、様々な改正に対応しながら正確に実務を行うことが求められます。事前の周知や、早めの書類配付および回収などが望ましいと言えるでしょう。

##### ■ 調整給付について

定額減税において、減税額（定額減税可能額）が、定額減税を行う前の所得税額・個人住民税所得割額を上回っており、定額減税しきれないと見込まれる場合は、個人住民税を課税する市区町村が定額減税しきれない差額が給付されます。

なお、2023年の課税状況に基づき、給付額が算定されます。2024年分の所得税額が確定した後、2023年と比較して所得に変動があるなどの事情によって、当初の給付額に不足があることが判明した場合は、追加で給付されます。

## ■雇用に関する最新情報

### 出生後休業支援給付と育児時短就業給付の創設について

2024年6月5日に成立した「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案」から2つの改正案についてご案内します。

#### ■出生後休業支援給付の創設(育児休業給付の給付率の引上げ) 施行期日 2025年4月1日

##### ○見直し内容

子の出生直後の一定期間内(男性は子の出生後8週間以内、女性は産後休業後8週間以内)に、被保険者とその配偶者の両方が14日以上の子育て休業を取得する場合に、最大28日間、休業開始前賃金の

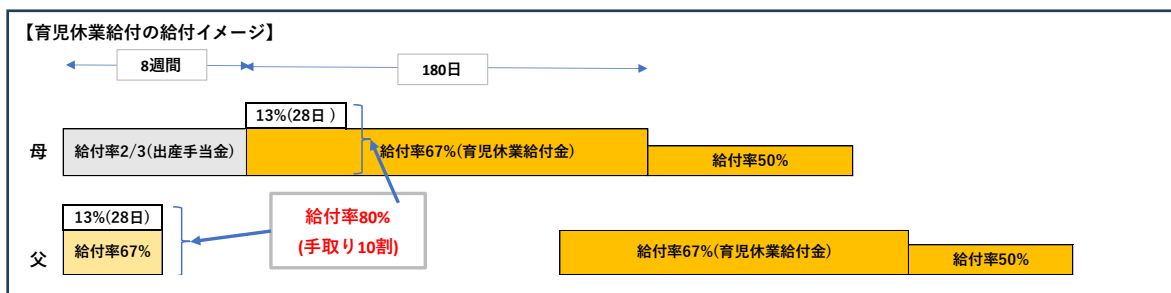
13%相当額を給付し、育児休業給付と合わせて給付率80%(手取り額で10割相当)へと引き上げる。

#### ■育児時短就業給付の創設

施行期日 2025年4月1日

##### ○見直し内容

- ・被保険者が2歳以上の子を養育するために、時短勤務をしている場合の新たな給付として、育児時短就業給付を創設。
- ・給付率については、休業よりも時短勤務を、時短勤務よりも従前の所定労働時間で勤務することを推進する観点から、時短勤務中に支払われた賃金額の10%とする。



## ■マイナンバーカードに関する最新情報

### マイナ保険証・マイナ免許証に関する情報

#### マイナ保険証への移行に伴う対応

##### ■9月9日から「資格情報のお知らせ」送付開始

12月2日以降、健康保険証がマイナ保険証へと移行します。協会けんぽでは、9月9日から既加入者に対する「資格情報のお知らせ」の送付を行っています。

この「資格情報のお知らせ」は、令和6年12月から健康保険の各種給付金等の申請に必要な健康保険の記号・番号の確認等に用いるもので、一部は被保険者が携帯しやすいよう切り取って利用可能なレイアウトの紙製カードとなっています。

特定記録郵便で会社へ送付されてきますので、各被保険者に配付等する必要があります。なお、12月2日以降の新規加入者については、資格取得時に送付されてくることとなります。

##### ■従来の被保険者証の扱い

マイナ保険証に移行した後も、現行の保険証がすぐに使えなくなるわけではありません。そのため、令和7年12月1日までに退職する従業員からは、従来どおり保険証を返納してもらう必要があります。令和7年12月2日以降は、被保険者による自己破棄も可能となりますので、返納してもらわなくても構いません。

##### ■マイナ保険証を持っていない加入者への「資格確認書」の発行

新規加入者については、12月2日以降、資格取得届などによる本人からの申請に基づき、会社を経由してマイナ保険証を持っていない加入者に発行されます。

既存の加入者については、令和7年12月2日までに協会けんぽが必要と判断した人に対して発行されます。

なお、資格確認書の取扱いについても、従来の被保険者同様、有効期限内に退職した場合、会社に返納してもらう必要があります。

#### マイナ免許証に関する情報

警視庁は、来年3月からマイナンバーカードと運転免許証を一体化させた「マイナ免許証」の運用を開始すると発表しました。

##### ■マイナ免許証の内容

- マイナンバーカードのICチップに「運転免許証の番号」「有効期限」「免許の種類」「眼鏡が必要などの条件」などの情報を記録できるようになります。
- マイナ免許証を取得するかどうかは選択で、従来の免許証を使うこともできます。
- 新規取得時、更新時ともマイナ免許証を取得すると手数料が安くなります。(下の表ご参照)

##### ■マイナ免許証のメリット

##### ○住所や氏名変更のワンストップ化

住所や氏名変更は、これまで自治体と警察両方で手続きが必要でしたが、自治体に届け出すれば、警察署での変更手続きは不要となります。

##### ○運転免許更新時の講習はオンラインで

無事故・無違反の優良運転者と軽微な違反の一般運転者は、マイナ免許証の人は、講習をオンラインで受講できるようになります。ただし、視力検査と写真撮影は運転免許センター等で行う必要があります。

##### ■取得・更新時の手数料

		取得時	更新時
現行	運転免許証	2,050円	2,500円

見直し後	マイナ免許証	1,550円	2,100円
	従来の免許証	2,350円	2,850円
	両方持つ場合	2,450円	2,950円

「令和6年版厚生労働白書」が公表されました

厚生労働省は、「令和6年版厚生労働白書」を公表しました。今回の白書は、こころの健康について大々的に取り上げられていることが特徴となっています。その概要についてご紹介します。

第1部は「こころの健康と向き合い、健やかに暮らすことのできる社会に」をテーマとし、こころの健康を損ねる背景にある「ストレス要因」に着目し、幼年期から老年期までに至るライフステージに沿って、現代社会のストレスの多様さについて考察した上で、こころの健康に関する対策や支援の現状および今後の方向性を提示しています。

第2部では「現下の政策課題への対応」として、子育て、雇用、年金、医療・介護など、厚生労働行政の各分野について、最近の施策の動きをまとめています。

■第1部 こころの健康と向き合い、健やかに暮らすことのできる社会に

1. 社会保障を取り巻く環境とその現状

- こころの不調を抱える人の事情は個々に異なっており、その人を取り巻く状況も多様であることに留意しつつ、環境由来の心理的負荷(ストレス)が精神障害の発病に関係するとの考え方を参考に、様々なストレス要因に着目。
- 現代社会のストレス要因の多様性を、ライフステージごとのライフイベント、日常生活で経験しうる出来事、様々なこころの健康リスク、社会的障壁の観点から考察。

2. こころの健康に関する取組みの現状

- 誰もが経験しうるライフイベントや関連する出来事がこころの不調につながらないようにするために行われている取組みや、現代社会に特徴的な側面や社会的障壁に対する取組み、共存社会の実現に向けた取組みを紹介。

3. こころの健康と向き合い、健やかに暮らすことのできる社会に

- こころの健康と向き合う視点が、ライフステージの全般を通じて重要であること
- 各ステージにおけるこころの不調を抱える人に関する取組みに共通する理念として、「当事者の意思の尊重と参加」を提示
- 地域や職場におけるこころの健康づくり、社会の意識変容、こころの健康と向き合う一人ひとりの取組みについて方向性を示し、最後に「隣人の心の健康にも留意する」「自己決定の幅を広げる」ことの必要性に言及

【こころの健康と向き合い、健やかに暮らすことのできる社会への方向性】

- こころの不調を抱える当事者を含め、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、相互に助け合う一員として地域に参加することの実現を目指す。
- 当事者の参加が、ピアサポートや地域の理解促進、スティグマ(差別や偏見)の解消に向けた取組等において重要な役割を果たす可能性

👉 地域や職場におけるこころの健康づくり

- ・市町村等の精神保健支援体制の整備
- ・精神医療提供体制の整備
- ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ・孤独・孤立対策の推進
- ・職場のメンタルヘルス対策と両立支援

👉 社会の意識変容

- ・心のサポーター養成
- ・若い世代の新たな人生観の実現

👉 こころの健康と向き合う一人ひとりの取組み

- ・「健康づくりのための睡眠ガイド 2023」
- ・認知行動療法
- ・身近な相談窓口の利用

■第2部 現下の政策課題への対応

特集 令和6年能登半島地震への厚生労働省の対応について

1. 働き方改革の推進などを通じた労働環境の整備など
2. 女性、若者、高齢者等の多様な働き手の参画
3. 自立した生活の実現と暮らしの安心確保
4. 若者も高齢者も安心できる年金制度の確立
5. 医療関連イノベーションの推進
6. 国民が安心できる持続可能な医療・介護の実現
7. 健康で安全な生活の確保
8. 障害者支援の総合的な推進
9. 国際社会への貢献
10. 行政体制の整備・情報政策の推進

老若男女を問わず、メンタルヘルス不調を抱える社会となってきています。社内環境や社員のライフステージの変化に気を配り、安心して働き続けられる職場づくりをしていきましょう。





## ■ 日経新聞拾い読み

### 働く高齢者、最多の914万人

#### 昨年、4人に1人が就業

総務省は16日の「敬老の日」にあわせ、65歳以上の高齢者に関する統計を公表した。2023年の65歳以上の就業者数は22年に比べて2万人増の914万人だった。20年連続で増加し、過去最多を更新した。高齢者の就業率は25.2%で、65～69歳に限れば52%と2人に1人が働いている。

定年を延長する企業が増加し高齢者が働く環境が整ってきた。高齢者の働き手が人手不足を補う。年齢別の就業率は60～64歳は74%、70～74歳は34%、後期高齢者の75歳以上は11.4%といずれも上昇し、過去最高となった。

23年の就業者数のなかの働く高齢者の割合は13.5%だった。就業者の7人に1人を高齢者が占める。

65歳以上の就業者のうち、役員を除く雇用者を雇用形態別にみると、非正規の職員・従業員が76.8%を占めた。産業別では「卸売業、小売業」が132万人と最も多く、「医療、福祉」が107万人、「サービス業」が104万人と続いた。

「医療、福祉」に従事する高齢者の数は増えた。13年からの10年間でおよそ2.4倍となった。

15日時点の人口推計によると、65歳以上の高齢者人

口は前年比2万人増の3625万人と過去最多だった。総人口に占める割合は前年から0.2ポイント上昇の29.3%で過去最高を記録した。

65歳以上人口の割合は日本が世界で突出する。人口10万人以上の200カ国・地域で日本が首位に立った。



毎年、敬老の日にあわせて高齢者人口や就業者数の統計が発表されます。ご覧のとおりで高齢者の就業者数は、年々過去最高を更新しています。

働く環境が整ってきたというものの、一方で高齢者の労災事故も増加しているといった事実もあります。働く環境は安全に仕事ができる環境にも十分配慮したものでなければなりません。

## □ PRIVATE

### 虎に翼 ロケ地めぐり

冒頭でも触れさせていただきましたが、朝ドラ「虎に翼」の多くは、私の住む名古屋市内の建物が登場します。そのロケ地をめぐってきました。

#### 名古屋市市政資料館

名古屋市市政資料館の建物は、大正11年(1922年)に当時の名古屋控訴院・地方裁判所・区裁判所として建設されて以来、昭和54年に移転されるまで中部地方の司法の中心として歴史を積み重ねてきたものです。国の重要文化財に指定されています。

#### 鶴舞公園噴水塔

明治43年第10回関西西府県共進会(博覧会)が、現在の鶴舞公園で開催されたときに作られたものです。ローマ様式の噴水塔は、8本の突起部から自然に落水させています。

#### 名古屋市役所本庁舎

名古屋市役所本庁舎は、三代目庁舎で昭和8年に竣工したものです。和風の瓦屋根を載せた「日本趣味を基調とした近代式」で中央にそびえる時計塔に特徴があります。



名古屋市市政資料館



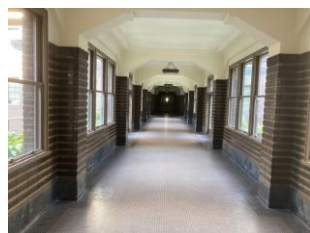
資料館内の階段



資料館内大法廷



鶴舞公園噴水塔



名古屋市役所本庁舎廊下

## 瀬良社会保険労務士・FP事務所

代表 瀬良 孝司

〒458-0826

名古屋市緑区平子が丘3029

TEL 052-623-8769 090-9910-2988

FAX 052-623-8769

E-mail [mount-like94@ksh.biglobe.ne.jp](mailto:mount-like94@ksh.biglobe.ne.jp)

<http://www7b.biglobe.ne.jp/~sr-sera/> (事務所 HP)

<http://www7b.biglobe.ne.jp/~yamasuki-serappe/> (PRIVATE)